

R6.7.29 大崎市上下水道事業運営審議会

第3回 下水道事業経営戦略の改定について

資料3, 受益者負担のあり方について

下水道事業について

下水道事業の現状

- ・ 人口減少や節水機器普及による使用料収入の伸び悩み
- ・ 物価上昇による費用の増加
- ・ 下水道使用料収入で汚水処理費用が賄えていない
(R4経費回収率80.84%)
- ・ 施設の老朽化

今後の見込み

- ・ 使用料収入の伸び悩みや経費増加が継続
- ・ 経費回収率低下
- ・ 施設の老朽化対策の更新事業費の増大

大崎市総合計画

「汚水，生活雑排水や雨水が適切に処理され，生活環境が向上し，浸水被害が軽減されている」



経営の基本方針

- 1 安全・安心で快適なまちづくり
- 2 計画的な施設整備
- 3 安定的な経営基盤の確立



経営改善のロードマップ

収支構造適正化のため経費縮減に取り組むとともに収入の増加を図る。

- ・ 将来負担を考慮した建設改良の実施/委託内容の見直しなど
- ・ 下水道への接続勧奨/手数料等新たな収入の確保/繰入金金の確保
- ・ 受益者負担のあり方を見直し下水道使用料単価を改定

1 下水道使用料算定について

(1) 基本事項

①経営の基本原則



- ・都市の健全な発達及び公衆衛生向上に寄与
- ・公共用水域の水質保全に資す
(下水道法第1条)



- ・常に企業の経済性を発揮
- ・公共の福祉を増進
(地方公営企業法第3条)

1 下水道使用料算定について

(1) 基本事項

②独立採算の基本原則

地方公営企業法第17条の2「経費の負担の原則」第2項

・地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。



「独立採算制の原則」

下水道事業は、下水道使用料の収入によって運営される。

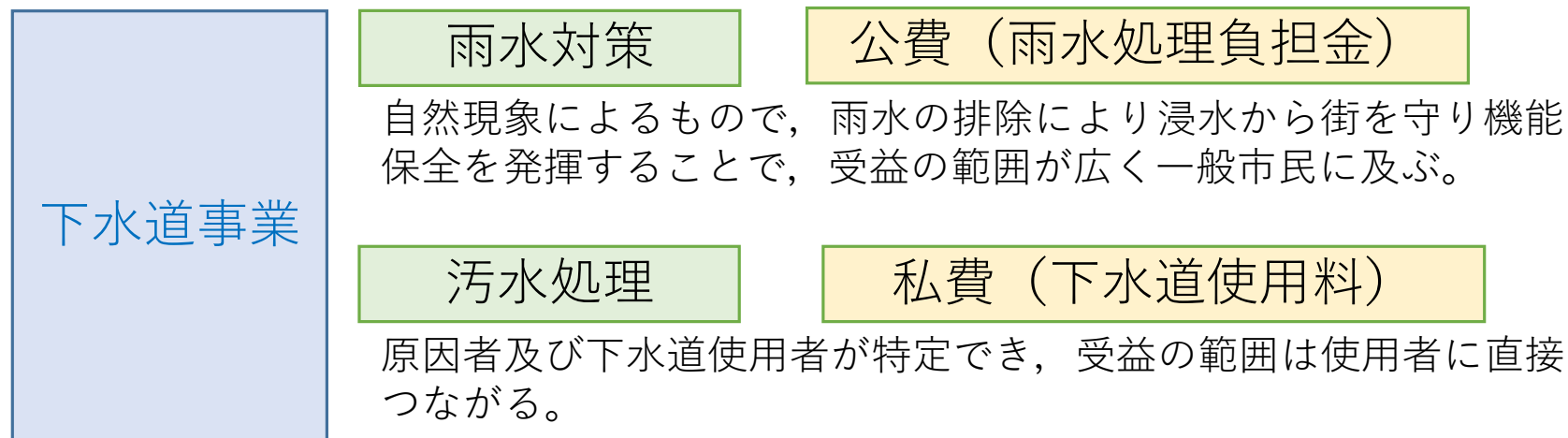
【例外】一般会計や他の特別会計が負担することを認めている経費

(地方公営企業法第17条の2第1項及び第2項)

- ・その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
 - ・能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 「一般会計繰入金」として毎年度収入として受け入れる。(雨水処理負担金、分流式下水道等に要する経費など)

1 下水道使用料算定について

③雨水公費・汚水私費の原則



雨水対策にかかる経費は、施設維持管理費のほか、借入金の返済（企業債償還金）、支払利息などがありますが、そのすべてを「雨水処理負担金」として一般会計が負担しています。

また、汚水処理の一部の経費は公共的役割が認められることから公費により負担することになっています。（国の通知で基準が示される「基準内繰入金」）

使用料の改定について

1 方針

- (1) 基本使用料の見直し
- (2) 従量使用料の対象水量の見直し
- (3) 経費回収率の向上

2 使用料算定期間

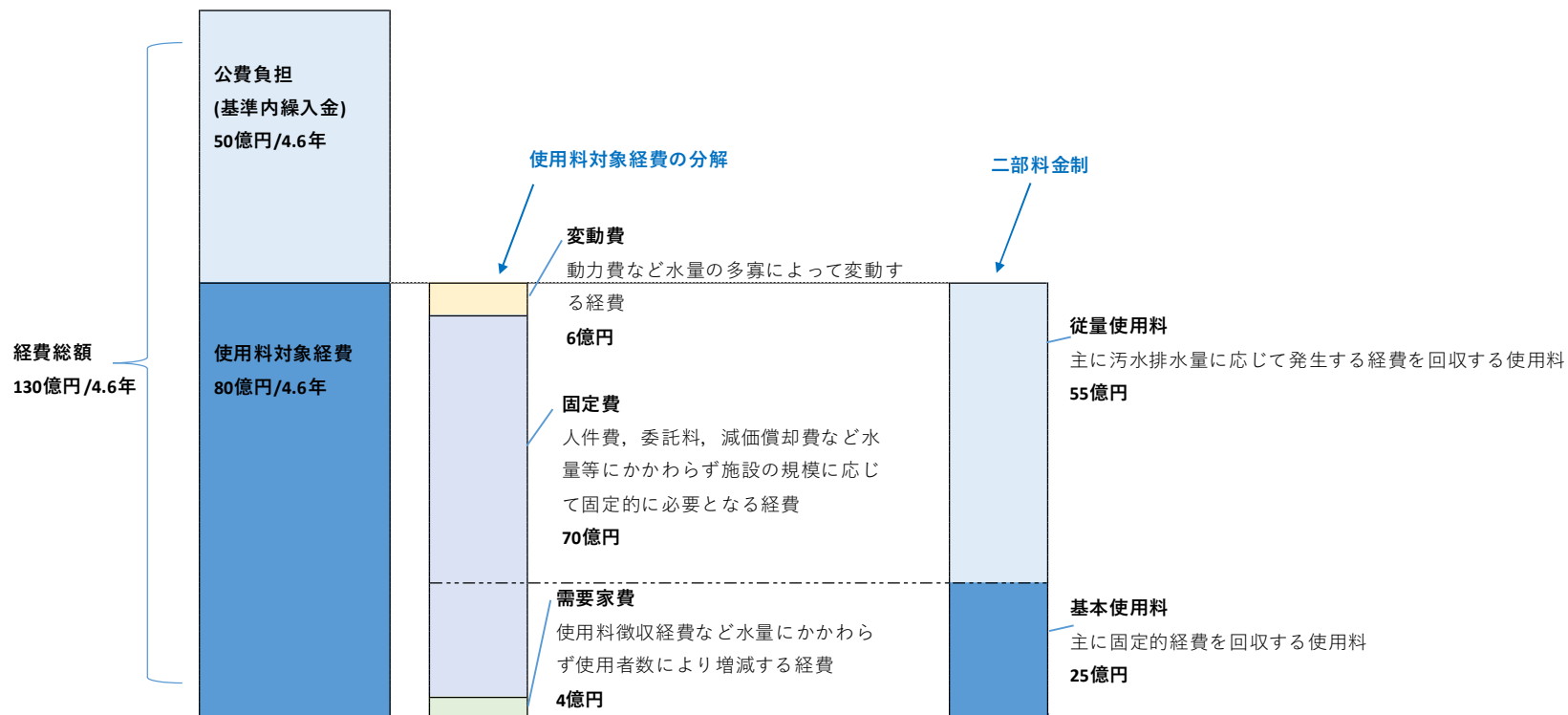
(1) 令和2年度経営戦略策定時から、人口減少や節水機器普及など有収水量減少による下水道使用料収入の減に対し、物価高騰など経費は増加し経営状況が悪化しております。前回の経営戦略策定時には令和8年度からの使用料改定を想定しておりましたが、使用料改定時期を半年程度早め、令和7年10月使用分からの改定とします。

(2) 使用料を算定する期間

日本下水道協会が示す使用料算定の考え方では、使用料算定期間として3年から5年が望ましいとされており、本市でも経営環境の変化や改定の効果等を適切な時期に評価するため令和7年10月から令和12年3月の4年6月として算定します。

使用料対象経費について

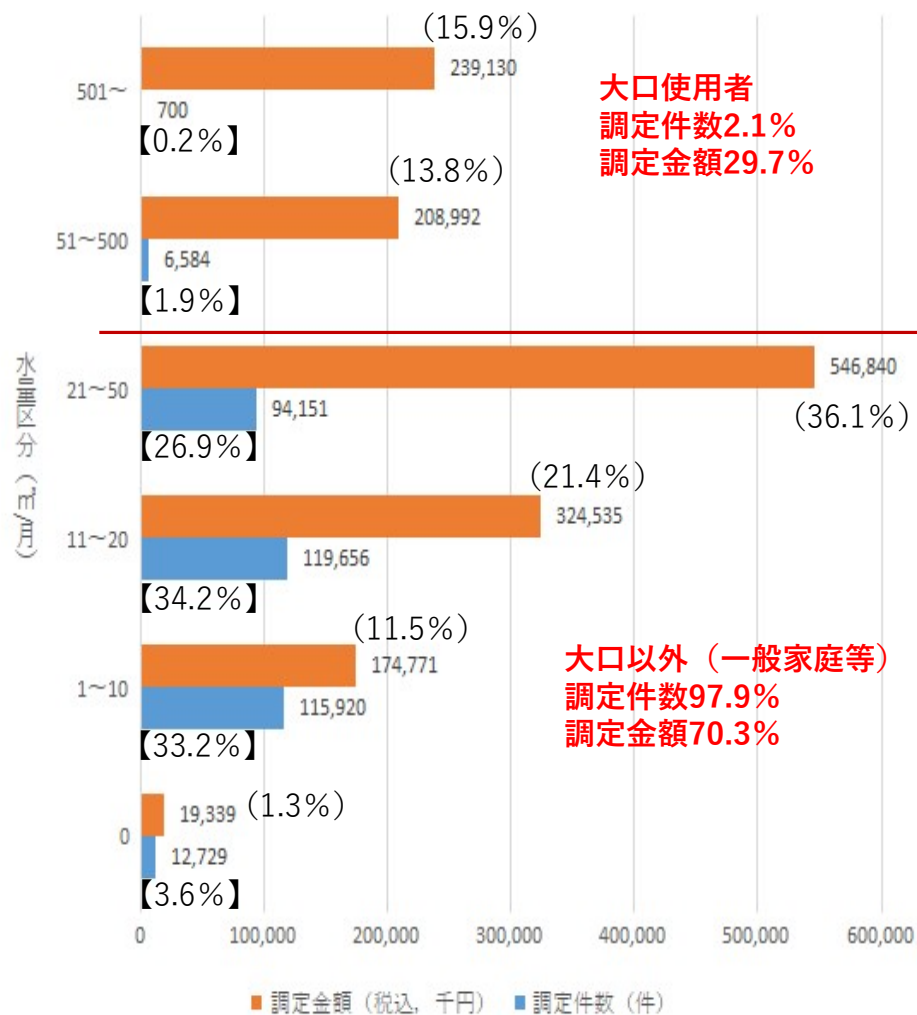
使用料算定期間（令和7年10月～令和12年3月）の経費は次のとおりとなります。使用料対象経費のうち約30％を基本使用料，約70％を従量使用料で徴収することを基本として検討します。
なお，現在の使用料体系は基本使用料に10m³までの使用料金を含んでおり，使用料の約35％が基本使用料となっています。



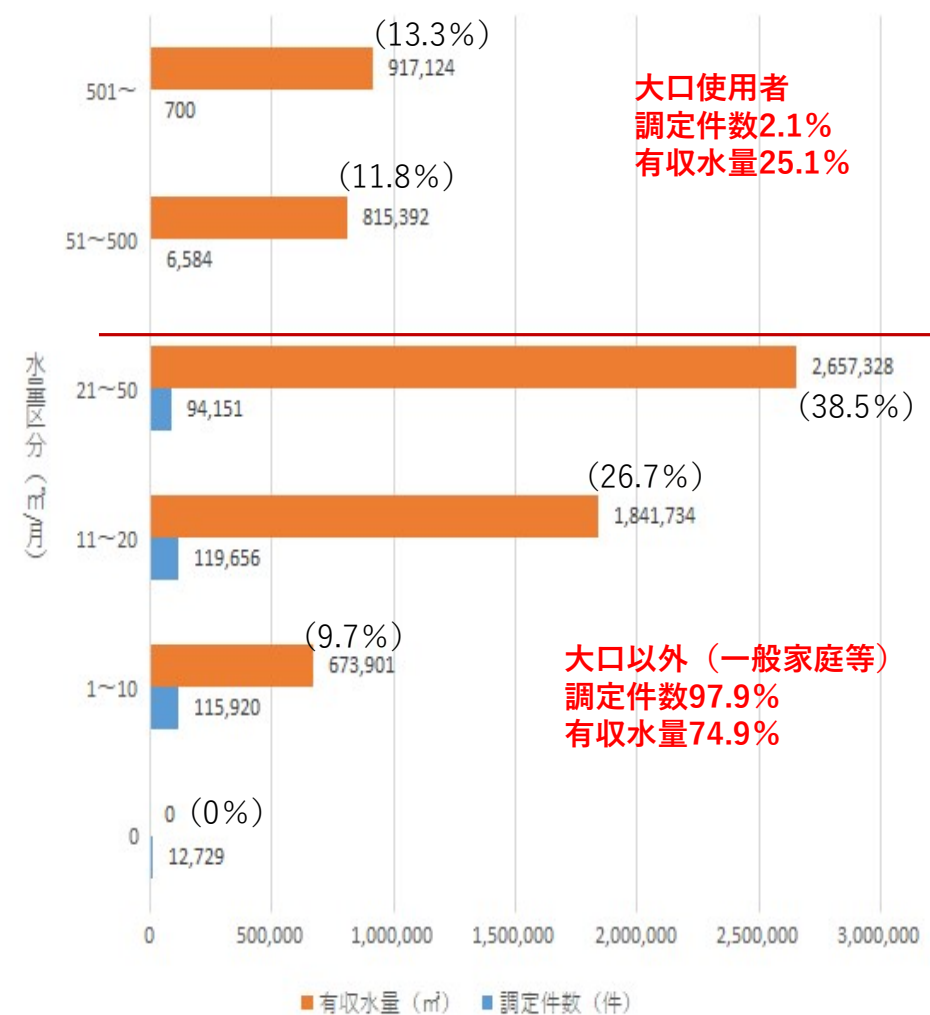
調定件数・有収水量・下水道使用料収入について

- ・ 毎月の排水量が 50m^3 以下の調定件数（請求件数）が全体の98%を占めていますが、その使用者にかかる有収水量は75%、調定金額は70%であり、大口使用者に頼っている面があります。（令和5年度実績）
- ・ これまでの調定金額や件数の推移も、 20m^3 までの使用者は増加、 51m^3 を超える使用者は減少傾向にあり、大口に依存する体系は景気や事業内容に左右されることから、一般家庭など小口使用者からも応分に負担いただくことを基本的な考えとします。
- ・ 下水道使用料には減免制度がありますが、排出する方に応分の負担をいただくという観点から見直しをしていく必要があります。

調定金額と調定件数の状況（R5実績）



有収水量と調定件数の状況（R5実績）



水量区分について（案）

（単位：円，消費税込）

	現行		改定案		単価差
	水量	単価	水量	単価	
基本使用料	基本水量 0～10	1,540	基本水量 なし	1,705	165
従量使用料			1～10	33	33
	11～20	220	11～20	242	22
	21～50	253	21～50	308	55
	51～500	286	51～500	341	55
	501～	253	501～	308	55

- ・基本使用料と従量使用料の二部料金制とします。（変更なし）
- ・排出する水量に応じて下水道使用料を算定します。（変更なし）
- ・これまでは基本使用料に基本水量10m³までの使用にかかる料金を含んでいましたが**基本水量を廃止します**。これにより，基本使用料は排水量にかかわらない一律の負担，従量使用料は排水量に応じた負担とします。

使用料単価及び見込まれる収入額について

使用料単価は3パターンの検討を行い、使用料算定期間（4年6月）に見込める使用料収入は次のとおりとなりました。

このうち、経費回収率を90%程度に向上でき、従量使用料の増加分について排水量に応じて等しく負担いただくことができる案としてB案で検討をいたします。

改定料金表（案）

（単位：円，消費税込）

水量区分	現行	A			B			C		
		単価	現行差額	改定率	単価	現行差額	改定率	単価	現行差額	改定率
基本使用料	1,540	1,705	165	11%	1,705	165	11%	1,705	165	11%
1 ～ 10		33	33	皆増	33	33	皆増	33	33	皆増
11 ～ 20	220	264	44	20%	242	22	10%	242	22	10%
21 ～ 50	253	308	55	22%	308	55	22%	308	55	22%
51 ～ 500	286	341	55	19%	341	55	19%	330	44	15%
501 ～	253	341	88	35%	308	55	22%	264	11	4%
収入見込額（4年6月，億円）	58.3	73.7			71.5			70.2		
現行との収入差額（億円）		15.4			13.2			11.9		
改定率（現行との収入差額/現行収入見込額）		26.4%			22.6%			20.4%		
経費回収率		91.7%			89.0%			87.4%		

経過措置について

次に使用料改定にあたり，新単価の適用を段階的に行うことを検討しました。パターンBでの経過措置案をお示しします。

Bのパターンでの経過措置（案）

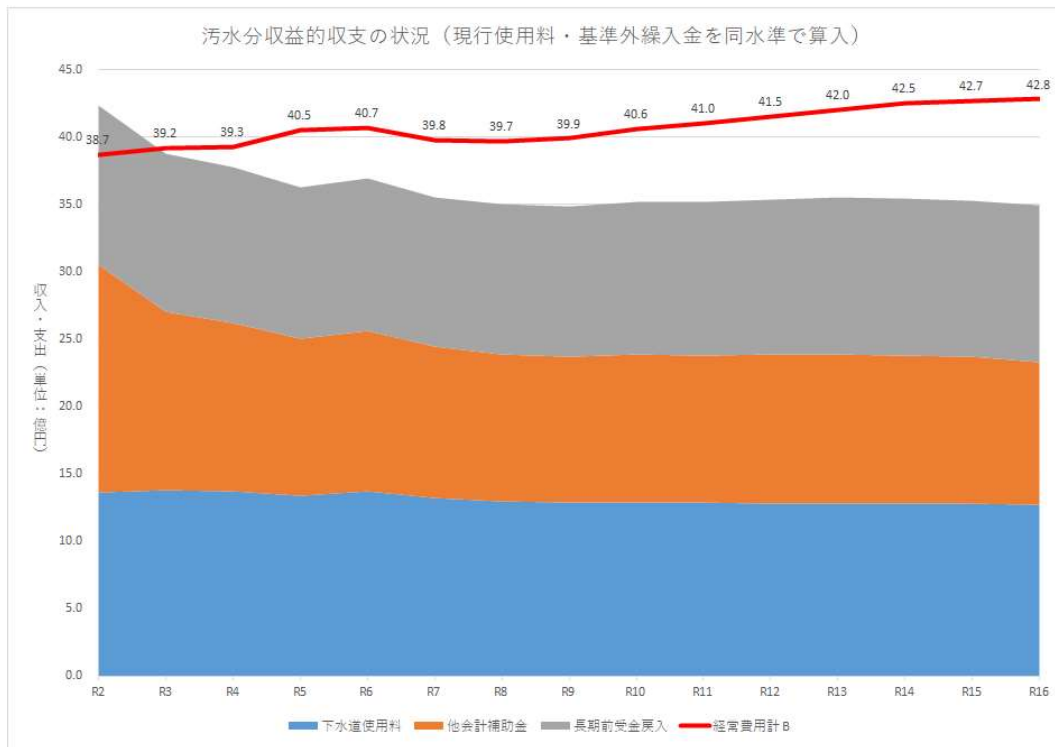
（単位：円，消費税込）

水量区分	単価	R7.10～R8.3	R8.4～R9.3	R9.4～R10.3
	（条例）			
基本使用料	1,705	1,705	1,705	1,705
1 ～ 10	33	11	22	33
11 ～ 20	242	220	231	242
21 ～ 50	308	275	286	297
51 ～ 500	341	308	319	330
501 ～	308	275	286	297
経過措置による減少額（億円）		△ 0.77	△ 0.87	△ 0.20

改定後の収支の状況

使用料改定，基準外繰入金の算定により収支の状況は次のグラフのように見込まれます。
※改定料金表（案）Bかつ経過措置を取り入れたもの

第2回審議会時資料



改定後の状況

